

令和6年8月9日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和6年8月9日 午後3時30分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和6年8月9日 午後4時19分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	松崎 富幸	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉
魚谷千代子	青谷 強	安部 勇児	薄 剛
渋田 安広	西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹

(2)欠席者（なし）

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出について

報告第2号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後3時30分開会

○事務局長（ 君） 皆様、現地確認のほうお疲れさまでした。

令和6年8月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。本日の出席委員数は全員出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半

数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。なお、本日は、係長の■■■■が体調不良で欠席しております。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、本日の議事進行につきましては、■■■■会長のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 皆さん、現地視察お疲れさまでした。全てが不慣れです。議事進行がスムーズにいきますように、御協力のほどお願いいたします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、本会議に入る前に、議事録署名人を■■■■委員と■■■■委員さんをお願いいたします。

.....

○議長（■■■■君） それでは、議案から入っていいんですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○係（■■■■君） 先に、ちょっと流れだけを説明させていただきますね。議案審議の前に。

すみません、審議の前に、改選後の第1回目の総会でありますので、総会の流れを簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、総会の始まりの挨拶は会長のほうが行います。

その後、議事日程に沿って、議案の審議を行います。

順番としましては、農地法第3条、第5条、利用権の設定の順番で審議になります。

今回は、1号議案から3号議案までが審議事項になり、4号から6号までは報告になります。

また、1号議案から3号議案までは、農業委員さんのみ挙手をしていただいて、決を採っていただく流れになります。議案の説明終了後、質問がありましたら、挙手をしていただいて、会長の指名を受けて、マイクのボタンを押していただいて、お名前を言って発言をしてください。

議案の審議が終了後、全員協議会になり、そこからは副会長が議事進行になります。その場合も、説明終了後に質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いいたします。

あと、机上に今日の資料のほうをたくさん置いておりますので、その説明を少しさせていただきたいと思います。

まず、農業委員の手帳と身分証明書を机上のほうに置いておりましたので、確認をしていただいて、住所氏名等の記載は各自でお願いいたします。

あと、古賀市行政委員会等の概要についても、1枚物の資料を置いておりましたが、これも全員協議会の中で説明をさせていただきます。

関係農区、農地パトロールの資料も一式置いておりますけれども、14農区に分で置かせてい

ただいておりますので、そちらも全員協議会のほうで説明をいたします。

あと、活動記録簿の資料も一式置いておったと思いますけれども、これも後で担当のほうで説明をさせていただきます。

あと、全員協議会の資料が置いてあったと思いますけれども、1番の、すみません、曜日が間違っておりましたので修正しておりますので、修正したものを机上のほうに置かせていただいております。

あと、新任農業委員の研修会で欠席された方の資料を、欠席した方の分は机上に置いておりますので、後で御確認いただいたらと思います。

説明は以上になります。

○議長（ 君） それでは、議事のほうに入っていきたいと思いますが、議案の1、議案第1号農地法第3条について、許可の申請についての、事務局より説明をお願いします。

○係（ 君） 議案に入る前に、農地法第3条について、簡単に説明をさせていただきます。

農地法3条の許可を要するものとしましては、売買、贈与、貸し借り、特定贈与等の場合になります。

また、農地について、売買等により所有権を移転し、または賃借権、その他の使用収益を設定し、移転しようとする場合は、農地法3条の規定により、農業委員会の許可が必要になります。

それでは、議案の説明に入ります。

農地法第3条の許可申請、申請番号8—6について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により、叔父に当たる譲受人に贈与を行い、農地として使用していく内容です。

譲受人は現在年齢80歳で、古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約50年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻の作付けを行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。

薦野の石原橋の北側に位置する、斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、引き続き水稻の作付けを行っていききたいということです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりましたので、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決をお願いいたします。農業委員さん、賛成される方は挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということで。

8－7の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号8－7について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

本件について、筵内2215番5の土地につきましては、令和6年度第6回の総会であっせん
の申出があった農地として報告し、令和6年7月16日にあっせん協議会が開催され売買の協議
が調ったことから、ほかの2筆も併せて、今回、農地法第3条の申請が行われました。

申請人は、現在74歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数
は50年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っておら
れます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。3ページを御覧ください。

今回の申請地は、千鳥パークタウン南交差点の東側に位置する斜線部の計3筆です。

今後における営農計画としましては、水稻の作付けを行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印を頂いていることから、事務局で受理しておりま
す。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 質問、御意見等ある方は、よろしくをお願いします。

○委員（ 君） これは、あっせんによる売買ということで、もし可能であれば、
売買価格を教えてください。

何でそんなことを言いますかといいますと、この土地は、隣の舞の里地区と併せて区画整理の
話もあったように聞いたことがあります。併せて、このかわいといいますか辺りは、幾度と
なく区画整理の話も出ているように、又聞き之又聞きした記憶もあるんで。もし、よろしかったら、
あっせん、どれぐらいの価格で売買できているのかというのを教えていただければありがたい
です。

○議長（ 君） これは個人情報になりますので、事務局のほうで、可能であるのなら出

していただければいいでしょうし。

○係（ 君） あっせん協議会の売買の価格なんですけれども、 になります。
 になります。

○議長（ 君） さん、よろしいでしょうか。

○委員（ 君） 大丈夫です。はい、ありがとうございます。

○係（ 君） すみません、少し補足をさせていただきます。

価格について等々ございますけれども、本会議の審議の内容を、少しお時間を頂いた上で議事録作成をいたしまして、ホームページで公表をしております。その際に、個人名に関わることでありますとか、また、先ほどお答えをいたしました、売買価格等につきましては、黒塗りで公表させていただくこととなっておりますので、少し補足をさせていただきました。

○委員（ 君） それと、ちょっとよろしいでしょうか。

これ、価格の坪単価なんですけど、全体で の金額やったら、 で、これは ちよっとなんですよね。ですんで、これは じゃなく ぐらいの坪単価じゃないかと私は思うんですが。 で600坪弱で、650坪ぐらいになるんですよ。だから、この で なんですしょうね、全体。

○係（ 君） 3筆 で、あっせん協議会の土地に関しては という形になります。

○委員（ 君） うん、うん。それで、坪単価は ぐらいになるんじゃないかなと思う。

○係（ 君） ざっくり計算をいたしましたけれども、およそ ぐらいの坪単価だろうかと思います。説明が少し間違っておりました。失礼いたしました。

○委員（ 君） お願いいたします。

○議長（ 君） ほかは、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移りたいと思います。挙手をもってお願いします。農業委員さん、挙手。全員かな。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということです。

.....

○議長（ 君） 次、議案第2号農地法第5条について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） まず、議案の説明の前に、農地法第5条について、簡単に説明いたします。

農地法第5条の許可申請について、農地の所有者以外の者が、新たに権利の設定、移転を受け

た農地を農地以外のものにする場合には、知事の許可を受けなければなりません。

農業委員会としましては、意見を付して、許可・不許可、継続審議等を認定し、土地の有効利用をされているか、排水計画や隣接地の影響などを現地確認していただき、計画の中身を審議するものになります。

あと、審議の前に、■■■■委員が関係者になりますことから、退席をお願いいたします。

〔■■■■委員 退席〕

○係（■■■■君） それでは、農地法第5条許可申請、申請番号8—7について説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、個人住宅として使用する内容になっております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

続きまして、位置図の説明をいたします。5ページを御覧ください。

申請地は、薬王寺の白髪神社の北側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地として判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。

6ページに現況図、7ページに計画平面図、8ページに排水計画図、9ページに断面図になります。

議案書の8ページを御覧ください。

計画としましては、自己用住宅として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水排水については、敷地内に雨水枳を設けて収水し、道路側溝につなぎ、南東側の側溝へ排水いたします。

汚水排水については、浄化槽で処理した処理水を道路側溝につなぎ、南東側の側溝へ排水いたします。

次に、切土・盛土について御説明いたします。9ページを御覧ください。

西側のコンクリートブロック設置箇所より約70cmの盛土を行い、切土についてはございません。

また、隣地境界の北西側と北東側に型枠のコンクリートブロックを設置し、土留めを行い、土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和6年7月22日付で、無条件の水利承諾書の提出がっております。併せて、区域委員の署名・捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 委員、お願いします。

○委員（ 君） 近隣区域委員の です。ただいま事務局より説明がありましたとおり、令和6年7月22日、開発委員会を開きまして現地確認をした結果、問題なしと判断し、農区長が署名・捺印しております。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ちょっと私のほうからですけど、1種農地、2種農地というのが出たと思いますけど、理解されておられますでしょうか。そこで大分、意味が変わってくるんですよ、こういう審議の内容は。本当は。

ですので、事務局のほうから「1種農地は何なんだ」とかいうのを。本当は資料をもらってあるから、あの中には書いてあるんですけど、多分、お読みになっていないと思われるので、お願いします。

○係（ 君） それでは、第1種農地の要件について説明させていただきます。

集団的に存在する農地で、その他の良好な営農条件を備えている農地になります。集団農地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地で、土地改良事業等の施行区域内である農地、標準的な農地を超える生産を上げる農地になっております。

今回は2種農地になりますので、2種農地の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（ 君） はい、お願いします。

○係（ 君） 第2種農地に関しましては、市街化の区域内または市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域、その他、市街化が見込まれる区域内のある農地、おおむね10ha未満になります。

なお、2種農地の要件に該当する場合は、同時に1種農地での要件に該当する場合であっても、2種農地に区分されます。

○議長（ 君） 終わりましたか。

○係（ 君） はい。

○議長（ 君） ということで、今の要件を加味されて、御審議のほどをお願いしたいと思います。質問、意見等ないでしょうか。

○委員（ 君） すみません、確認なんです。こちらに関しては、農地法の5条の許認可が要するというので、県知事許可等、農業委員会で採決された後に意見具申して、

県知事が許可すると。あと、都市計画法上の話であれば、都市計画区域が白地、準都市計画区域ということで、何ら許認可は要らない。市が持っています、土地対策指導要綱に関しましても、3戸以上、1,000m²以上に該当しないので、何もかける必要もないと。

許認可自体は、この農地法の5条の許可のみということで、理解して大丈夫でしょうか。

○議長（ 君） 事務局のほう、説明をお願いします。

○係（ 君） 今、言われたとおりです。

○議長（ 君） よろしいですか。

○委員（ 君） 6ページですか、境界の地域図があるんですが。ここに倉庫が建っていたんですね。それで、この倉庫は、要は、こちらのものでは、これ、取り壊されるものか、それか、所有者が松崎さんのものか。これ、どんなふうに計画をしてあるかという。ちょっと、農業用倉庫かなというような、自宅の倉庫かなとか、隣のものかな、どうかなというようなことがありますので。これって、どんなふうなことでございましょうか。

○係（ 君） 説明させていただきます。

一応、この倉庫も一帯で購入されるという話を聞いております。家を建てられた後に、そちらの倉庫を崩して、建て替えたりして使うという話は聞いております。

○委員（ 君） 分かりました。倉庫を込みで、もう購入ということですね。

○係（ 君） はい、そうです。

○委員（ 君） はい、結構です。

○議長（ 君） ほかにほ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移りたいと思います。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） 続いて、8—8の説明をお願いします。

○係（長井 啓子君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号8—8について説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

今回の申請は、薦野清滝地区の圃場整備事業区域内で文化財の試掘を行った結果、本掘が必要と認められ、掘削する箇所に農地が含まれていたため、申請人が農地法第5条の申請による使用貸借を行い、発掘調査のため一時転用を行うという内容になっております。

調査後は、農地へ復旧をいたします。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の11ページを御覧ください。

申請地は、薦野にある清龍寺の西側、北谷池の西側に位置する斜線部の8筆です。

農地区分の説明をいたします。

本申請地は、西側に農地が広がり、10haを超えることから、第1種農地として判断しております。しかし、発掘調査のため、一時転用は可能となっております。

次に、計画図等の説明をいたします。10ページに現況図、12ページ、13ページに計画平面図、14ページに断面図となります。

10ページを御覧ください。

斜線部で図示しております箇所が、一時転用の許可を受け、発掘作業を行う箇所になっております。

14ページを御覧ください。断面図になります。

発掘作業のため、想定ではありますが、30cmから50cm程度の掘削を行い、隣接地内に影響が見込まれる場合は、泥水が流出しないよう、素掘り側溝や柵状の堀込を設ける計画になっております。

最後に、地元水利承諾につきまして、地元からは、令和6年7月24日付で、無条件での水利承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員の署名・捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

地元委員さんから、補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 委員、お願いします。

○委員（ 君） 区域委員の です。ただいま事務局より説明がありましたが、令和6年7月24日、開発委員会を開きまして現地確認をした結果、問題ないと判断し、農区長の署名・捺印をしています。

御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） 区域委員さんの説明も終わりましたので、御意見等ありましたら。

○委員（ 君） 一時転用ということで、一時転用期間を教えてください。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○係（ 君） スケジュールについては、第1工区から第3工区に分かれて行われる形になりまして、期間は、令和6年10月から令和7年7月までになっております。

○議長（ 君） その期間は、知りたかったわけじゃあ……。

○委員（ 君） いや、その前提は、何で聞きましたかといいますと、本掘と

ということで結構な期間がかかって、内容によっては、もう、さらにかかる可能性もあって。谷山、小山田の船原古墳も、たしか圃場整備事業でやっていて見つけて、ああいう状況になったと私は記憶しています。

それで、本掘に入って、聞きたいのは、圃場整備事業に影響はないでしょうかということを、ちょっとお尋ねしたいです。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○事務局長（ 君） ただいまの質疑につきましてですけれども、こちらの一時転用の期間につきましては、この後、議決を頂きましたら契約のほうに入りまして、令和7年3月21日で、一応、今、予定をされておるところでございます。

全体の薦野清滝の、この基盤整備事業というのが令和9年に終わる予定になっておりますので、その中で当然、工事も行いますけれども、今の計画の期間内では完了する予定にはしておりますので、今の時点で、特に工事に影響があるというふうに考えていないというところでございます。以上でございます。

○議長（ 君） よろしいでしょうか。

○委員（ 君） はい。

○議長（ 君） ほかに、質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移りたいと思います。農業委員さん、挙手のほうで採決をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということで。

.....

○議長（ 君） 議案第3号利用権の設定の説明を、事務局のほうよりお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることができる」となっておりますことから、今回議案を上程いたしました。

今回、新規で4件、更新で2件の申出がっております。

なお、各申請の御説明につきましては、新規分についてのみ行い、更新分につきましては御説明はいたしておりません。

また、今回の新規の提出のうち申請番号8―53から8―55につきましては、後ほど報告第

1号で御報告させていただきますが、同一地の利用権設定を一度合意解約した上でのこの利用権設定でありまして、実質的には更新になりますことから、説明は省略させていただきます。

また、■会長、■委員が関係者になりますことから、ここで一時退席のほどよろしくお願いいたします。

なお、以降の議事進行につきましては、■副会長、お願いいたします。

〔■会長、■委員 退席〕

○議長（■君） それでは、議案第3号利用権の設定について、先ほど説明ありましたけど、8-53から8-55。事務局、説明よろしくをお願いします。事務局。

○係（■君） それでは、議案第3号の説明を続けさせていただきます。

なお、申請番号8-51、8-52は更新分でございますので、8-56につきまして御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

申請番号8-56、薦野でございます、4筆、合計面積2,122㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年8月13日から令和36年12月末までの貸し借りとなっております。

借受人は、今までは祖母の農業を手伝って、スイートコーン、ブロッコリー、サツマイモなどの露地野菜を作っておられましたが、今後は、借受人御本人の名義で本格的に営農をされるということから、その祖母から土地を借りるものと聞いております。なお、この土地ではスイートコーンを栽培されると伺っております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の署名・捺印を頂いておりますことから、この6件全て、市にて受理しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（■君） ありがとうございます。

ただいま、議案第3号利用権の設定について、8-56の説明がありました。意見、質問がある方は、挙手でよろしくお願いします。■委員。

○委員（■君） これは薦野地区、本当にありがたい、地域のそれこそ担い手が新規に増えたということで、大変これこそ、うれしい限りと思います。私たち委員もこのように、要は、農業をちょっとやってみようというようなことの発掘と、あと、土地がそれこそ農地として生きていくというようなことが目標としてあると思います。

それで、またこの年数も、貸付年数30年。これっていうのも本格的にやるという意気込みが大変見えることで。

あとは、一つは、要は来年3月で、農地中間管理機構の農地バンクのほうで、利用権設定が切れます。それで、今の時期に、こんなふうにする気のある方は3月までの間に、今の利用権をそ

れこそ活用していただいて、思い立っていただきたいというのが希望でございます。

それで、やはり、生産するのも、あと、今度は販売するのも大変だと思います。新規のことで。皆さんで力を貸しながら、この方たちを。まだ30代の女性と聞いておりますので、今から先、どんどんやる気があって伸びていかれることを期待しております。

以上でございます。

○議長（ 君） 貴重な意見ありがとうございました。

ほかに意見がある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようなので、採決に入りたいと思います。

議案第3号利用権の設定について、賛成される方、農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成で、議案第3号は可決されました。

〔 会長、 委員 着席〕

.....

午後4時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員